

(二)

官廳記事											

備考 行數ハ適宜トス以下各書式中行ヲ附シタルモノニ付テモ亦同シ

(三)

雇者署名捺印		雇入ノ年月日		雇入ノ場所	
第 號	第 號	年 月 日	年 月 日	公 認	公 認
船員ノ手帳ノ番號	住所	職務	給料	飲食物又ハ其ノ代料ニ關スル記事	特約條項別
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號

備考

- 一 各事項中記載スヘキモノナキトキハ其ノ欄ニ斜線ヲ畫スヘシ
 - 二 雇入期間ノ欄ニハ何箇月、一年又ハ一航海ト記載シ且一航海ト記載スル場合ニハ其ノ航路ヲ航路ノ欄ニ記載スヘシ
 - 三 番號ノ欄ニハ雇入ノ公認ヲ受ケル毎ニ順次被雇者ニ付一、二、三、四、五等ノ番號ヲ附シ之ヲ記載スヘシ
 - 四 船員手帳ノ番號ノ欄ニハ手帳ヲ交付シタル管海官廳ノ所在地ヲ其ノ番號ニ冠附シ之ヲ記載スヘシ例ハ仁川ニ於テ交付シタル第一號ノ船員手帳ニハ仁川第一號ト記載スルカ如シ
 - 五 給料ノ欄ニハ一ヶ月若干又ハ一航海若干等ト給料ノ額ヲ記載スヘシ
- 商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目錄、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一一三二

- 六 (三) フニ頁以上連續シテ設ケル場合ニハ最初ノ頁ヲ除ク外雇者署名捺印ノ欄ヨリ雇入ノ場所ニ至ル迄ノ五欄ヲ置クコトヲ要セス
- 七 海員名簿ニ年月日又ハ金額ヲ記載シ又ハ雇入期間ヲ記載スルニハ一、二、三、十ノ字ヲ用キスシテ壹貳參拾ノ字ヲ用ウヘシ

(四)

頁番號	被雇者署名捺印	廢止ノ事由	雇止ノ年月日	雇止ノ場所	雇者署名捺印	公認
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日

(五)

頁番號	被雇者署名捺印	契約更新又ハ變更ノ年月日、場所及其ノ要旨	雇者署名捺印	公認
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目錄、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一二三三

(六)

頁番號	被雇者署名捺印	雇者署名捺印	雇入期間	航路	雇入年月日	雇入ノ場所
捺印	船員手帳番號	住	所	職務	給料 <small>飲食物又ハ其ノ代料ニ關スル記事</small>	特別契約 條
第 號	第 號	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	公 認

備考

一 (六)ハ雇入公認ヲ受ケタル後海員ヲ補充又ハ追加シタルトキ其ノ雇入公認ヲ受クル爲設クルモノトス本書式ハ同時ニ二名ノ海員ノ雇入ヲ爲ス場合ニ付テ之ヲ定メタルモ一名或ハ三名以上ノ海員ノ雇入公認ヲ受クル様ヲ調製スルコトヲ得

第二號書式

(一)

船籍港	船積量	航海定限	船所有者ノ氏名(名稱)及住所	船長氏名及住所
船籍港	積量	航海定限	船所有者ノ氏名(名稱)及住所	船長氏名及住所
船籍港	積量	航海定限	船所有者ノ氏名(名稱)及住所	船長氏名及住所

商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目錄、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一二三五

第三號書式

(一)

船 籍 港	積 量	航 路 定 限	航 日 誌		番 號
			丸	船	
			船 所 有 者 ノ 氏 名 (名 稱) 及 住 所	船 長 氏 名 及 住 所	

商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目錄、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一二三七

(二)

屬 具 名 稱	數	量	記 事		
			事	量	事

海 事 法 令 集

官廳記事

(二)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(三)

番號	事由	記載ヲ爲シタル頁數
一	豫定ノ航路ヲ變更シタルコト	
二	人命又ハ船舶ヲ救ヒタルコト	
三	衝突其ノ他ノ海難ニ罹リタルコト	
四	豫定セサル港ニ寄港シタルコト	
五	船舶ニ急迫ノ危險アリタル爲船長カ船舶ヲ去リタルトキ	
六	船長ニ於テ海員ヲ懲戒シタルコト	
七	船員法第四十一條乃至第四十四條ニ依リテ處分ヲナシタルコト	
八	船員法第四十五條ニ依リテ援助ヲ求メタルコト	
九	船中ニ於テ犯罪アリタルコト	
十	船中ニ於テ出生アリタルコト	
十一	船中ニ於テ死亡アリタルコト及死亡者ノ遺産ヲ處分シタルコト	
十二	其ノ他船中ニ於テ異常ノ事變アリタルコト	

商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目錄、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一二三九

(四)

海員氏名	職務	記載ヲ爲シタル頁數	海員氏名	職務	記載ヲ爲シタル頁數

備考 (四) ハ前表第六號、第七號、第九號乃至第十一號等ノ事項ニ該當シタル海員ニ付テ其ノ氏名職務等ヲ記載スベシ

(五)

航海表

著			發			著			發		
月時	年日	港	月時	年日	港	月時	年日	港	月時	年日	港

商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目錄、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一二四一

番 號	年 月 日	時	場 發 生 所	年 記 月 載 日	記 事

(六)

備考 番號ノ欄内ニハ(三)ニ示シタル番號ヲ記載スヘシ例ヘハ豫定ノ航路ヲ變更シタルコトヲ航海日誌ニ記載シタルトキハ一ト記載スルカ如シ

(七)

船 長 證 人 (氏) (本籍地、名、職業印) (出生年月日)	年 月 日	時	時	出 生 子			父			子 生 出							
				本籍地	族稱職業	氏名	本籍地	族稱職業	氏名	場	出生	年月	男女	名			
															本籍地	族稱職業	氏名

備考 各事項中不明ナルモノアルトキハ相當欄内ニ不詳ト記載スヘシ(八)ニ付テモ亦同シ
商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目錄、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一二四三

(八)

死亡者ノ氏名		出生ノ年月日	男女ノ別	戶主ノ族稱	戶主ノ氏名	籍地	年 月 日 午時	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	船籍地、職業	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	曆本送付ノ年月日時及送付先
午年月日時ノ	死亡ノ場所	出生ノ年月日	男女ノ別	戶主ノ族稱	戶主ノ氏名	籍地	年 月 日 午時	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	船籍地、職業	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	曆本送付ノ年月日時及送付先
午年月日時ノ	死亡ノ場所	出生ノ年月日	男女ノ別	戶主ノ族稱	戶主ノ氏名	籍地	年 月 日 午時	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	船籍地、職業	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	曆本送付ノ年月日時及送付先
午年月日時ノ	死亡ノ場所	出生ノ年月日	男女ノ別	戶主ノ族稱	戶主ノ氏名	籍地	年 月 日 午時	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	船籍地、職業	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	曆本送付ノ年月日時及送付先
午年月日時ノ	死亡ノ場所	出生ノ年月日	男女ノ別	戶主ノ族稱	戶主ノ氏名	籍地	年 月 日 午時	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	船籍地、職業	船長(氏 名印)	證人(氏 名印)	證明(出生ノ年月日)	曆本送付ノ年月日時及送付先

第四號書式

(一)

船名	積 量	船 籍 港	船 籍 港	航 路 定 限
丸	旅客定員	船主ノ族稱	本	籍 地
船主ノ氏名	船主ノ氏名	船主ノ氏名	船主ノ氏名	船主ノ氏名
船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所
船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所
船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所
船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所
船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所	船主ノ住所

商法第七百九條第一項ノ海員名簿、屬具目録、航海日誌及旅客名簿ノ書式ニ關スル件 一二四五

(二)

等級	旅名客	籍國	住所	年		乘船	下船
				十二歲以上	五歲未滿		
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日
				年月日	年月日	年月日	年月日

沿岸貿易又ハ漁業ニ從事スル日本船舶ニ關スル件

(大正二年九月) 朝鮮總督府令第九十二號

第一條 沿岸貿易又ハ漁業ニ從事スル戎克船ハ左記各號ノ

條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ貿易ノ爲外國ニ往來シ又

ハ朝鮮ト内地臺灣及樺太トノ間ニ通航スル戎克船ニシテ

開港間ニ於ケル沿岸貿易ニ從事スルモノハ此ノ限リニ在

ラス

一 船員漁夫其ノ他總乗船員ノ半數以上ハ内國人ナルコ

ト

二 内國人タル船長ヲ乗組マシムルコト

三 船體ノ外部周圍上縁ニ白色「ペイント」ヲ以テ幅五

寸ノ白線一條ヲ畫スルコト

四 船首兩舷及船尾兩舷ニ於テ白線ヨリ下方一尺間ノ部

分ヲ黑色「ペイント」ヲ以テ塗リ其ノ部分ニ白色「ペ

イント」ヲ以テ左ノ事項ヲ標示スルコト

沿岸貿易又ハ漁業ニ從事スル日本船舶ニ關スル件(朝鮮)・商法 第七百九條第一項第二號乃至第五號ニ掲クル書類ノ件(臺灣)

甲 總噸數五噸以上又ハ積石數五十石以上ノモノハ船首

兩舷ニ船ノ名稱、船尾兩舷ニ船籍港名

乙 前記噸數又ハ積石數未滿ノモノハ船首兩舷ニ船ノ名

稱又ハ記號、船尾兩舷ニ船舶所有者ノ氏名又ハ稱號

五 前記標示ノ文字ハ方三寸五分以上ノ國字ヲ以テ船首

ヨリ船尾ノ方向ニ横列ニ配置シ且各文字ノ間ニ八寸以

上ノ間隔ヲ存スルコト

六 橋ハ其ノ頂上ヨリ下方六尺間ノ周圍ヲ白色「ペイン

ト」ヲ以テ塗ルコト

七 夜間及風雨ノ場合ヲ除ク外漁船ハ第一號樣式其ノ他

ハ第二號樣式ノ旗章ヲ橋頭ニ掲クルコト

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又

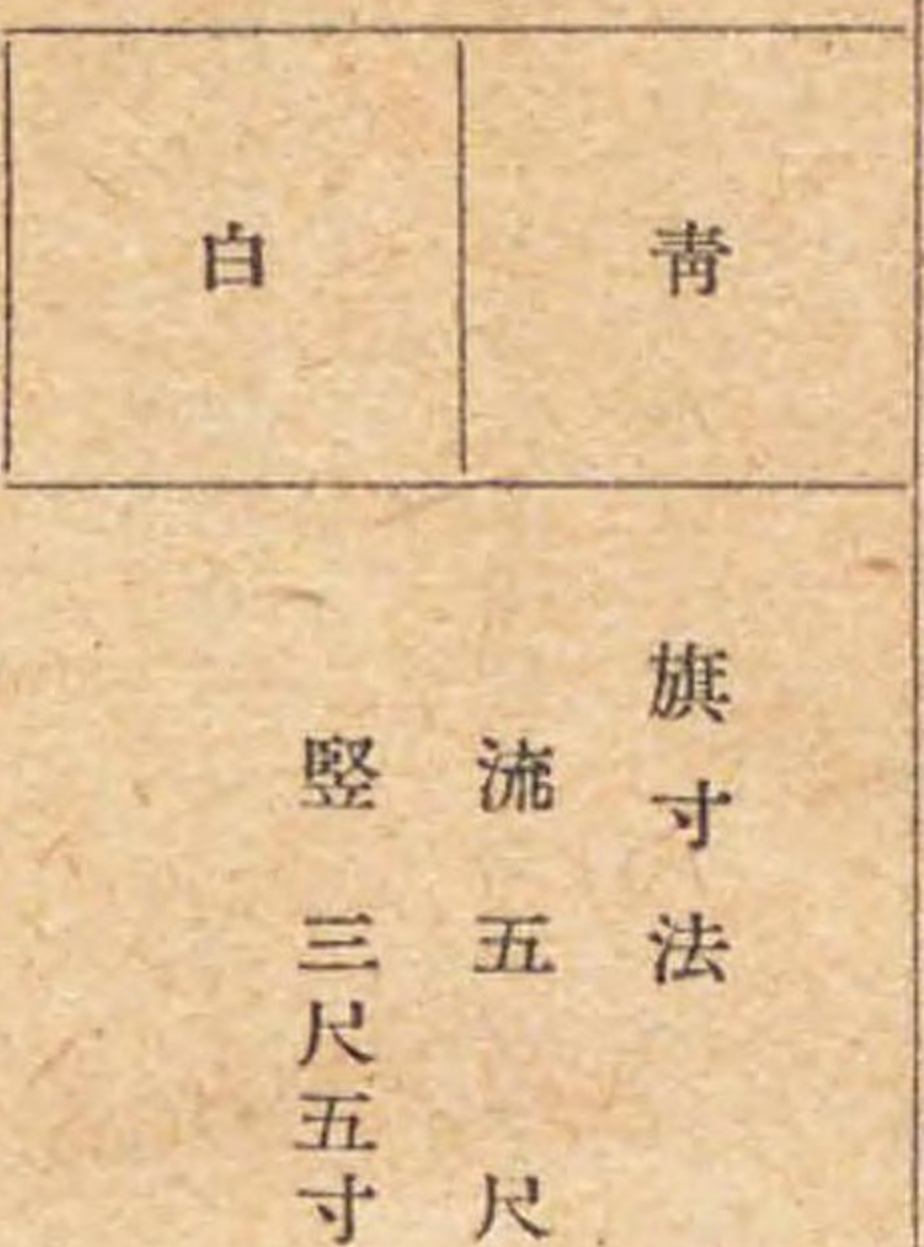
ハ料科ニ處ス

附 則

本令ハ大正二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年朝鮮總督府令第八十八號ハ之ヲ廢止ス

(第一様式)



(第二様式)



商法第七百九條第一項第
二號乃至第五號ニ掲クル
書類ノ件

(舊商法第五百六十二條)
(昭和八年三月)
(臺灣總督府令第四十二號)

商法第五百六拾二條第一項第二號乃至第五號ニ掲クル書類ニ關シテハ明治三十二年遞信省令第十九號ニ依ル但シ同省令中遞信局トアルハ臺灣總督府交通局トシ本籍地トアルハ本籍地又ハ本居地トス

附 則

本令ハ昭和六年勅令第二百七十三號海商諸法臺灣施行令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十二年臺灣總督府令第六號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

海事代願人取締ニ關ス
ル件

(昭和八年五月)
(臺灣總督府令第八十號)

海事代願人ノ取締ニ關シテハ明治四十一年遞信省令第五十二號海事代願人取締規則ニ依ル但シ同省令中遞信局又ハ遞信局海事部出張所トアルハ交通局海事出張所、戶籍謄本トアルハ戶籍謄本又ハ戶口調査簿全部抄本、本籍地トアルハ本籍地又ハ本居地トス

附 則

本令ハ昭和六年勅令第二百七十三號海商諸法臺灣施行令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

通商航海條約アル歐米各
國民ノ臺灣ニ於ケル通商
航海ニ關スル件

(明治二十九年二月)
(外務省告示第一號)

通商航海ノ條約アル歐米各國國民及人民ヲシテ臺灣ニ於テ淡水、基隆、安平、臺南及打狗ニ居住シ商業ヲ營ミ且ツ右等諸國ノ船舶ヲシテ淡水、基隆、安平及打狗ノ諸港ヘ寄港シ且積荷ヲ輸出入スルコトヲ得セシメ又臺灣ハ特殊ナル情形アリト雖モ現行通商航海條約稅則及其他ノ諸取極ハ出來得ヘキ限り臺灣ニ居住シ又ハ同地ニ往來スル歐米各締盟國ノ臣民人民及船舶ニモ之ヲ適用スヘシ

海事代願人取締ニ關スル件(臺灣)・通商航海條約アル歐米各國國民ノ臺灣ニ於ケル通商航海ニ關スル件(臺灣)・關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル商法第七百九條第一項第二號乃至第五條ニ掲グル書類ニ關スル件(關東州)

本令施行前ニ作成シタル屬具目錄航海日誌及旅客名簿ハ本令ノ書式ニ從ヒ適宜之ヲ訂正シテ仍使用スルコトヲ得

關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル商法第七百九條第一項第二號乃至第五條ニ掲グル書類ニ關スル件

(昭和十四年三月 關東廳令第十四號)

關東州裁判所事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號ニ掲グル書類ニ關シテハ明治三十二年遞信省令第十九號ニ依ル但シ同令中遞信局トアルハ關東海務局トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ使用中ノ海員名簿ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ハ仍之ヲ使用スルコトヲ得

海事法令集(第三卷)終

昭和十六年一月二十七日印刷
昭和十六年一月三十日發行

海事法令集 奧付

定價一部(全三卷)金貳拾圓

東京市麴町區大手町

編纂者 遞信省管船局

大阪府此花區上福島北一丁目四番地

發行者 畝川 鎮 夫

大阪府西區江戸堀下通二丁目五番地

印刷所 三正堂印刷所

不許複製

大阪市此花區上福島北一丁目四番地

發行所 海事彙報社

電話福島(三)二四二四番
振替口座大阪三四九九九番

4470

